



遊具点検・修繕のご案内



2018年4月1日より、年一回の遊具の定期点検が義務化されます!



平成29年4月28日に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が可決、成立し、都市公園法の一部が改正されました。公園施設及び遊具の予防保全による長寿命化・安全対策のため、**平成30年4月1日**からは、都市公園の管理は政令で定める都市公園の維持および修繕に関する技術的基準に適合するように行わなければなりません。

法令化される都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準

●公園施設全般

- 適切な時期に巡視を行い、清掃・除草など公園の維持管理のため必要な措置を行う。
- 公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- 点検などにより異状を把握した時は、必要な措置を講ずる。

●遊具(特に安全性確保の必要が高いことから)

- 点検頻度は年1回を基本とする。
- 点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

定期点検には専門技術者の資格が必要です!

- 定期点検とは・・・一定期間ごと(年1回以上)に、公園管理者が専門技術者と協力し、日常点検より詳細に行う点検であり、次の定期点検までの安全が確保できる状況であるか確認をすること。(国の遊具指針より)



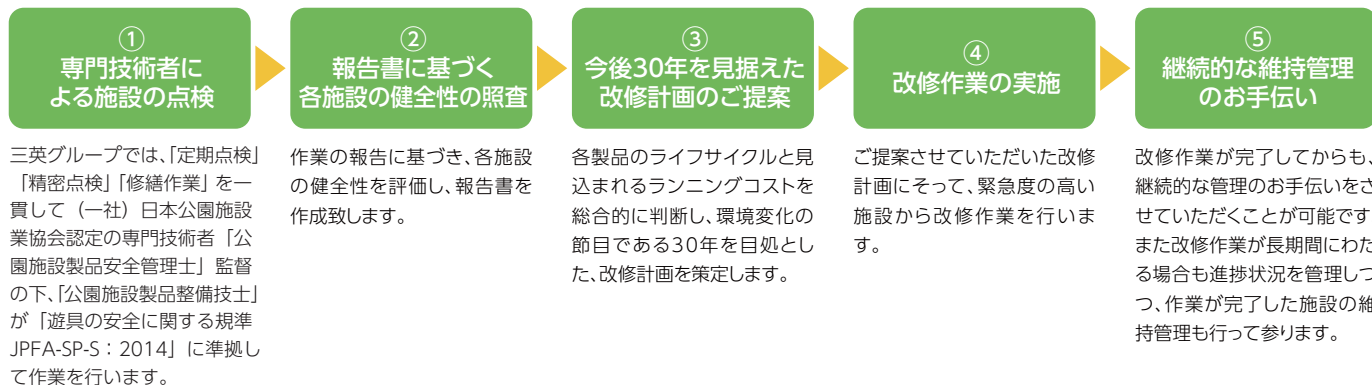
定期点検結果には重い責任が問われるため、遊具の安全に関する専門的な知識、技術を有する者が実施する必要があります。国が認定登録した点検技術者資格の有資格者に委託すれば、JPFAが定めた「定期点検表」、「判定基準」に基づいて点検業務を行うので安心できます。**三英グループでは、有資格者による点検を実施しています。**

	日常点検	定期点検
実施者	公園もしくは遊具の管理者	点検資格者 (公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士)
目的	変形や異常の有無を確認	次回の定期点検までの安全が確保できる状況にあるかを確認 (劣化診断と規準診断により総合判定)
頻度	月1回～数回(可動部はより高い頻度で)	年1回以上
判断基準	前回の点検時(または、いつも)の状態との比較	安全規準、判定基準と遊具の材料・構造および過去の事故事例等に関する専門的な知識
点検方法	目視・触診・聴診などにより遊具の異常の有無を調べる	目視・触診・聴診・打診・揺診および点検器具・測定機器を使用して点検
評価方法と報告	変形、異常の有無の報告	状態や数値を踏まえた危険度および使用可否の判断

■ 三英グループでは過去 30年 にわたり公園施設の保守点検を続けています。

平成21年度より運用が開始された「公園施設長寿命化計画」により、既存施設の健全性確認とそのライフサイクル検討、総合的な施設の保全計画立案といった作業が推進されています。

三英では長年にわたり行ってきた「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」といった専門技術者による点検作業を元に、遊具施設をはじめとする各施設の総合的な保全計画をご提案させていただくことが可能です。



■ 三英グループではJPF Aの定める安全規準に準拠した保守点検を行います。



JPF A指定の検査器具を用いることでその製品が安全規準に適合しているか判定します。



規準、劣化ともに合格となった製品には「点検済シール」が貼付され、保証の対象となります。

点検終了後「定期点検総括表」「点検報告書」「点検写真帳」を提出し、判定結果をご報告させていただきます。

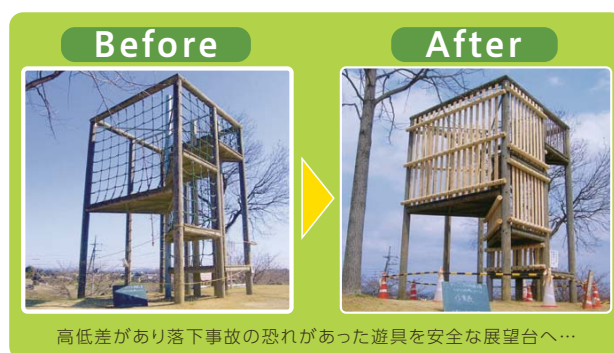
また、点検中に緊急性のあるものについてはお客様とご相談の上、速やかに使用禁止処置と改善提案を行います。

遊具の点検・修繕業務に当っては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の内容に沿った「遊具の安全に関する規準 JPF A-SP-S:2014」に準拠して行っております。

■ 三英グループでは点検～修繕まで一貫したサービスをご提供します。

「修繕」とは・・・

- 点検により確認した不具合を健全な状態に回復させることを目的としています。
利用者の安全確保を最優先に考え、利用頻度や不具合の重大性・緊急性に配慮して行います。
- きちんと修繕・整備することにより、標準使用期間が過ぎた製品でも引き続き安全にご利用いただくことが可能となります。
- 製品のライフサイクルを延長し、製品のトータルコストを低減することに貢献します。



まずはお見積りから！お気軽にご用命ください！

公園施設・遊具の保守点検・修繕は、私たち三英グループにお任せください！

株式会社 **三英**

nittai 日本体育産業株式会社

T 東京体器株式会社

■ 景観営業部
〒270-0114
千葉県流山市東初石六丁目 182-1(新C69街区7)
TEL : (04) 7153-3141 FAX : (04) 7153-3146
E-mail : keikan@sanei-net.co.jp

■ 受付窓口
〒381-0023
長野県 長野市 大字風間2034
TEL : (02) 6221-6252 FAX : (02) 6221-6253
E-mail : info@nittai-kk.co.jp

■ 受付窓口
〒400-0064
山梨県甲府市下飯田4-4-25
TEL : (05) 5226-4462 FAX : (05) 5222-0065
E-mail : totai@ia6.itkeeper.ne.jp